



2026 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社インテージホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 仁司 与志矢  
(コード番号 4326 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 竹内 透  
電話番号 03 - 5294 - 7411 (代 表)

## 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 25 日開催予定の第 54 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下、「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案株主

株主名：Nippon Active Value Fund plc

#### 2. 本株主提案の内容

##### (1) 議題

- ① 自己株式取得の件
- ② 社外取締役の員数に関する定款変更の件

##### (2) 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

#### 3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

##### (1) 「自己株式取得の件」

##### ① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

##### ② 反対の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、資本効率を重視し、最終利益を全額「成長投資」と「株主還元」に振り向け、企業価値を中長期的に向上させていくことを基本方針としております。

2024 年 6 月期を初年度とする第 14 次中期経営計画期間（2024 年 6 月期～2026 年 6 月期）における利益配分に関する基本方針としては、配当は累進的とし、最終年度の 2026 年 6 月期の連結配当性向は 50%とする目標を掲げてきました。2026 年 6 月期においては、本定時株主総会に付議している第 1 号議案「剰余金処分の件」が原案どおり承認可決された場合、配当は 1 株当たり 24 円となり、中間配当金と合わせた年間配当は 1 株当たり 48 円（1 株当たりの配当金は 13 期連続の増配）、連結配当性向は 107.7%、DOE（純資産配当率）は 5.5%と、高い還元水準を達成する見込みです。

また、2027 年 6 月期を初年度とする第 15 次中期経営計画期間（2027 年 6 月期～2031 年 6 月期）においても、グループ経営の成果であります連結業績をベースに、中長期的な事業成長と財務状況を総合的に勘案し、将来に向けた成長投資と安定的な株主還元とのバランスを考慮した資本配分を行うことを基本的な考え方としております。配

当につきましては、資本効率と還元の安定性を重視し、DOE5.0%を下限とし、2031年6月期を最終年度とする第15次中期経営計画期間の配当は累進的といたします。あわせて、ROE（自己資本利益率）12%の達成に向けた資本効率の向上を図ってまいります。

本株主提案議案は、本定時株主総会終結の時から1年以内に、取得価額の総額3,840,000,000円を限度として当社の発行済株式数の約5%の自己株式取得を求めるものですが、提案の理由において、「当社の株価は過去1年横ばいであり、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます」とだけ述べて、上記の規模の自己株式取得がなぜ必要と言えるのか、その具体的な理由及び根拠を示さないまま、上記のとおり自己株式取得を求めているものであります。

当社取締役会としては、上記のとおり、株主還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置付けており、引き続き資本効率を重視した経営を行い、機動的な自己株式取得を含む株主還元の強化を図っていく予定ですが、成長投資とのバランスも重要であると考えております。仮に本株主提案議案のような過大な取得価額かつ短期間の自己株式取得が実行された場合には、このバランスを失し、成長投資の財源が損なわれることにより当社の中長期的な企業価値向上が阻害されるばかりか、結果として株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えております。

以上のことから、当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

## （2）「社外取締役の員数に関する定款変更の件」

### ① 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

### ② 反対の理由

当社は、経営の健全性、公正性、透明性等の確保が重要な責務であると認識し、企業価値向上に向けてコーポレートガバナンスの強化に努めてきました。当社は、2016年に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたが、これは業務執行サイドによる適切なリスクテイクを支える環境を整備することを目的とし、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上などを狙ったものであります。また、任意の委員会として、それぞれ過半数の構成員を独立社外取締役とする指名委員会及び報酬委員会を設置しております。いずれも、全委員8名の内、社外取締役が5名であり、また委員長は監査等委員である独立社外取締役が務めており、独立社外取締役を中心とする構成となっております。

また、2023年に当社が株式会社NTTドコモの子会社となった際には、経営陣・支配株主から独立した立場より、少数株主の意見を取締役に適切に反映させ、当社の意思決定の公正性を担保することを目的に、独立社外取締役のみで構成されるガバナンス委員会を設置し、NTTグループとの間で締結する重要な契約については、ガバナンス委員会による審査を行ったうえで、意思決定を行なう等、NTTグループからの独立した意思決定の確保に努めています。

更に、本株主総会に付議している第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く）5名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、取締役会構成は、取締役10名の内、5名が社外取締役（いずれも独立社外取締役）として、社外取締役の比率は現在の41.7%から50.0%となり、引き続き取締役会の独立性は十分に確保されるものと考えております。

本株主提案議案の提案株主は、提案の理由として、取締役会の過半数を社外取締役にすることで、少数株主の意見を適切に反映し、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するガバナンス体制を整えることができると主張しています。

しかし、株主提案である第5号議案「自己株式取得の件」に係る取締役会の意見において記載のとおり、当社は、第14次中期経営計画期間（2024年6月期～2026年6月期）に掲げた利益配分に関する基本方針（配当は累進的とし、最終年度の2026年6月期の連結配当性向は50%を目標とする）に対して、高い還元水準でこれを達成する見込みです。また、2027年6月期を初年度とする第15次中期経営計画期間（2027年6

月期～2031年6月期)においても、配当については、資本効率と還元の安定性を重視し、DOE(純資産配当率)5.0%を下限とし、2031年6月期を最終年度とする第15次中期経営計画期間の配当は累進的とし、ROE(自己資本利益率)12%を目標とする等、引き続き資本効率を意識した経営を行うとともに、積極的な株主還元を実施することを予定しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するガバナンス体制の構築は図られ、株主共同の利益に資する体制となっているものと判断しています。

また、本株主提案議案には、「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用についても言及がなされておりますが、当社としても持続的な成長と企業価値向上を目指すにあたり、外部投資家・株主の目線を持ち、当社の資本政策等に対し有効な提言や適切な監督を担う取締役の登用を従前から検討しており、第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合は、当社取締役会構成に当該スキルが充足されるものと考えております。

本株主提案議案は、社外取締役の比率を定款により固定的に定めるものですが、このような規定を定款に設けることは、却って、その時々々の経営課題や求められる人材要件に応じて最適な取締役会構成を柔軟に検討していくうえでの制約となり、人材登用の機動性を損なうおそれがあると判断しております。

以上のことから、当社取締役会としては、本株主提案議案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

## 第1 提案する議題

- 1 自己株式取得の件
- 2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

## 第2 議案の要領及び提案の理由

### 1 自己株式取得の件

#### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数2,021,300株、取得価額の総額3,840,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### (2) 提案の理由

当社は2022年以降自己株式を取得していません。当社の株価は過去1年横ばいであり、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約5%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

### 2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

#### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第21条を下記の通り変更する。

| 変 更 前                                                                                                       | 変 更 後                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (員数)<br>第21条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下「監査等委員でない取締役」という。)は、10名以内とする。<br>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。<br>3 (新設) | (員数)<br>第21条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下「監査等委員でない取締役」という。)は、10名以内とする。<br>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。<br>3 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。 |

#### (2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード改訂案原則4-10は、「上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすことができる資質を十分に備えた独立社外取締役を選任すべきであり、(中略)支配株主を有するプライム市場上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも過半数選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード改訂案原則4-8は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣。支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、2023年10月より株式会社NTTドコモの子会社となっており、支配株主である株式会社NTTドコモから独立した社外取締役を過半数選任すべきですが、本株主提案提出時点で、取締役12名のうち社外取締役は5名となっており、社外取締役は過半数になっていません。支配株主から独立した社外取締役を過半数選任することで、少数株主の意見を適切に反映し、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高

度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家。株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業を取締役会と投資家。株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

以上